

令和6年1月19日

第1回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第1回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月19日(金) 午後3時00分から午後3時49分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎

2番 佐藤 勝則

3番 大内 和長

4番 菅野 一紀

~~5番 川口 美奈子~~

6番 武藤 一夫

7番 安齋 栄

8番 安齋 喜八

9番 佐久間 栄吉

~~10番 武藤 栄利~~

11番 菅野 秀和

12番 根本 信康

13番 佐藤 孝志

14番 佐藤 美由紀

15番 遠藤 伝栄

16番 馬場 利正

~~17番 松本 太~~

18番 齋藤 弘美

19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉

21番 佐藤 孝

22番 武藤 善朗

23番 安齋 浩一

24番 佐藤 一男

25番 佐藤 薫

26番 石川 重彦

~~27番 菅野 正寿~~

28番 佐藤 洋三

29番 平 義一

30番 大石 忠雄

31番 遊佐 一夫

32番 欠 員

33番 伊藤 金志

34番 渡邊 一正

35番 遠藤 康子

36番 大内 信一

37番 安齋 秀明

38番 武藤 健之

4 欠席委員

農業委員

5番 川口 美奈子 委員、10番 武藤 栄利 委員、17番 松本 太 委員

農地利用最適化推進委員

27番 菅野 正寿 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 現況確認証明申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について

第7 議案第5号 営農型発電設備の設置に関する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田 匡史 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和6年第1回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後3時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員18名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番川口美奈子委員、10番武藤栄利委員、17番松本太委員、27番菅野正寿委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、9番佐久間栄吉委員、11番菅野秀和委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に入る前に、先月の総会の件で、案件がありましたので、局長よりご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

事務局長 昨年１２月の総会におきまして審議していただきました、議案第 76 号の番号 11、東和地域の [REDACTED] に太陽光発電設備を設置する案件に関連いたしまして、菅野一紀委員から出されました質問にお答えさせていただきたいと思います。旧東和町の職員数名に確認したところ、20 年ほど前に確かに産業廃棄物を埋め立てていたしまして、そのあと農地に復元し、農作物の作付けについてどうこうという話が出たのは間違いのないようでありました。しかし、その詳しい内容までは確認できませんでしたので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で説明が終わります。

次に、日程第 3、議案第 1 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったの

で審議を求める。

令和6年1月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、[REDACTED]ほか3筆、登記地目・田・畑、
現況地目・山林・原野、面積計264平方メートル。非農地の事由、20年程
前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、
面積673平方メートル。非農地の事由、今後、耕作をする予定がないことか
ら、地目変更登記のための現況確認証明申請があつたものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号3、農地の所在、[REDACTED]ほか4筆、登記地目・畑、現況地
目・山林、面積計2,746平方メートル。非農地の事由、40年以上前から
耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

13番（佐藤 孝志）委員 13番佐藤でございます。議案第1号の番号1
と2について現況確認をいたしてまいりましたのでそのご報告をいたします。

令和5年の12月21日に午前中に渋川住民センターに農業委員の安齋栄さん
と私、あと推進委員の大内信一さん、事務局からは局長の高根事務局長と事務

局長長谷川さんと5人で、現地調査をしてまいりました。ただいま事務局から発表ありましたように、番号1についてはそれぞれが山林、原野、それと認められました。そういう判断をいたしました。番号2については、畑ですがこれも現況は畑であるというような判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

15番（遠藤伝栄）委員 15番遠藤伝栄です。議案第1号番号3について調査内容を報告いたします。12月の27日午前9時30分より、安齋喜八委員、遠藤康子推進委員、事務局から高根局長、長谷川さんで現地を調査いたしました。内容につきましては事務局説明のとおりでございまして、現況山林ということで、全員で確認してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議長（奥平貢市）会長 議案第1号、番号1から番号3について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 1 号、番号 1 から番号 3 については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和 6 年 1 月 1 9 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、議案第 3 号番号 3 と同一事業になります。

当初計画者である譲渡人が一般住宅を建築する計画でありましたが、社会情勢等の変化により建築が困難となったため、譲受人が土地を譲り受け、一般住宅を建築します。

議案書 6 ページをご覧ください。

番号 2、市発注事業の追加受注に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2 番（佐藤勝則）委員 2 番佐藤でございます。ただいまの申請内容につきまして、事務局より説明がありましたとおりであります。貸付人の[REDACTED]さん、並びに借受人の[REDACTED]さんは親子関係でありまして、12日の夜に私どもで16日に現地確認したい旨、お電話したところどちらも都合が悪いということなので、その場で申請内容に間違いはないかどうか確認したところ間違いのないとの返事をいただきました。16日案内図を頼りに[REDACTED]さん宅におじゃましたんですけれども、表札がないために[REDACTED]さん宅ってことに確認を取れないので近所の[REDACTED]さんのうちにおじゃましたところ、[REDACTED]は俺のしゃでだということでお兄さんのうちにたまたまおじゃまして、お兄さん立ち合いの下で現地を確認してまいりました。調査結果、申請内容に現地を確認しましたところ、申請内容に間違いなし何ら問題もなく許可することが出来ると思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。なおこの議案につきましては、この後出ます議案第3号の番号3と同一事業でございますのでご報告いたします。以上です。

26 番（石川重彦）委員 26 番石川です。議案第2号番号2について調査内容を報告します。この案件はですね、変更事由にもあるようにずうっと何年にも渡って同じ場所で残土の残土置き場ということでやってまいりました。それで今回もこの追加受注に伴い一時転用の期間を延長するというので、現場は何回も訪れておりますので、電話で確認させていただきました。[REDACTED]の

■さんという方に電話で連絡して間違いないということでありました。

これは許可適当であるというふうに考えました。皆さんの審議よろしくお願ひ
します。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号、番号1から番号2について、原案のとおり承認することに賛成
の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第2号、番号1から番号2
については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第3号「農地法第5条第1項
の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和6年1月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請地周辺で宅地、住宅の需要が見込まれるため、申請地に計画します。

污水について、住宅建築後は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は公共施設に類する施設の周囲300メートル以内の区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号1の転用目的の建築条件付売買予定地とは、転用事業者の所有する宅地（宅地分譲後の土地）を売買するにあたり、土地購入者と指定された建設業者との間に、一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地であります。仮に一定期間内にすべての区画を販売することが出来ないと判断された土地がある場合は、転用事業者自らが住宅を建築（建売分譲）するようになります。

また、「すべての区画を販売出来るか判断する一定期間」の具体的な期間については、分譲地の区画数によって変動するため、転用事業者が提出する工程表をもって審査しています。

番号2、事業拡大に伴い、申請地に事務所等を建築します。

污水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で

あり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

議案第2号番号1と同一事業になります。

番号3、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は合併浄化槽を設置し、国道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、申請地周辺で宅地の需要が見込まれるため、申請地に計画します。

汚水について、住宅建築後は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、申請地周辺で宅地の需要が見込まれるため、申請地に計画します。

汚水について、住宅建築後は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号6、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありま

すので第3種農地と判断されるものであります。

議案書9ページから10ページにかけてご覧願います。

番号7、従業員増加により駐車場が手狭となるため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当します
すので第2種農地と判断されるものであります。

番号8から番号10、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に
計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しま
すので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 18番齋藤です。議案第3号番号1と2について
調査内容を報告いたします。まずは番号1から、1月12日譲渡人の■■■■さんと■■■■
と■■■■さんから、また同じ日に譲受人の■■■■不動産の■■■■さんから内
容を聞き取り、13日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は
事務局説明のとおりです。調査の結果、排水など特に問題がないため許可適当

と考えます。続きまして、番号2について報告いたします。1月12日に行政書士の■■■■さんに内容を伺い、13日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。なお、■■■■さんと■■■■さんには14日に確認しております。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、住宅地に接しており何ら問題はないと考えられます。ご審議よろしく願いいたします。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番佐藤です。議案第3号の3番について調査内容を報告いたします。この件につきましては先ほども説明ありましたとおり、議案第2号の番号1と事業ということもありまして、16日午後から推進委員の平さんと二人で現地を確認しましたところ何ら問題もなく許可適当と思われるので皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第3号番号4、5、6について調査内容を報告いたします。まず番号4について、去る15日午前9時、譲受人の株式会社■■■■の担当者であります■■■■さんと、行政書士の■■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。隣地等に問題なく許可適当と判断いたしました。なお、譲渡人の■■■■さんは体調不良ということで、立ち会うことが出来ないということですが、申請に間違いはないということでございました。次に、番号5について調査内容を報告いたします。同じく15日午前9時30分、譲受人の有限会社■■■■担当者営業部長の■■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりで

す。用排水及び隣地等に問題なく許可適当と判断いたしました。なお譲渡人の
[]さんは電話で連絡が取れず、何回かけても出ないということで、行政
書士の []氏に電話をして確認し、申請に間違いはないとのことでございました。
番号6について、同じく15日午前10時貸付人の []さんの奥さんに、
遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事
務局説明とおりです。特に問題なく許可適当と判断いたしました。なお、借受
人の []さんとは親子関係です。以上3件について、皆様方の審議よろし
くお願いします。以上です。

1 番（野地太郎）委員 1 番の野地です。議案第3号の7番について調査結
果の報告をいたします。1月の17日午後から現地で5人の譲渡人様と一緒に
推進委員の安齋秀明さん、佐藤孝さんと、8人で現地を確認して来ました。内
容については事務局の説明のとおりであります。なお、18日次の日に []
[]さんの担当の []さんと現地を確認いたしました。内容については、皆様
のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

15 番（遠藤伝栄）委員 15 番遠藤です。議案第3号番号8、9について
調査内容を報告いたします。1月の15日午前10時から []さん、それ
から行政書士の []さんと現地を確認いたしました。事務局説明のとおり許
可適当と考えます。番号9につきましては、1月の12日の夜にですね、 []
[]さん宅に電話をしましたところ、体調がすぐれなくて現地には行けないけ
ど、その申請に間違いはないという確認を取りました。それであの行政書士の []

■さんに電話で確認したところ、譲受人の業者の方から当日というか15日の午後11時に待ち合わせしちゃったわけですが、行ってもらうからということで、■の■さんという方が急に来れなくなったということで、電話で内容の説明を受けました。申請内容につきましては許可適当と考えます。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

9番（佐久間栄吉）委員 9番佐久間です。議案第3号10番について調査内容を報告します。1月の15日午前11時より現地にて推進委員の武藤健之くんとあと私あと行政書士の■さんと3名で現地確認いたしました。行政書士の■さんに電話したところ、太陽光発電の会社から依頼されて自分が全部手続きしましたということで一応立ち会ってもらいました。あと貸付人の■さんは電話で確認ですが、郡山の方に移って何十年も過ぎるので土地を処分したいのでちょうどいいというような感じでお話しになりました。許可適当と感じますので皆さんの審議よろしく願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

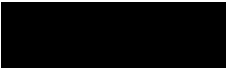
議案第3号、番号1から番号10について、原案のとおり許可することに賛

成の委員は挙手をお願いします。

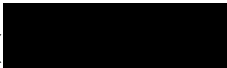
(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第3号、番号1から番号10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

本議案中、番号2について、委員が、番号12について、委員が、番号32から番号35まで、及び番号51、番号57の6件について、委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第4号、番号2を審議することとしますので、
委員の退席を求めます。

(委員 退席)

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年1月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、1月31日を予定しております。

番号2につきましては、1筆・1,750平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号2につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

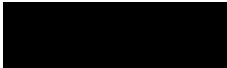
（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号、番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第4号、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長、次に、議案第４号、番号１２を審議することとしますので、 委員の退席を求めます。

(委員 退席)

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書１９ページをご覧ください。

番号１２につきましては、１筆・２，２３１平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号１２につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第４号、番号１２について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第４号、番号１２については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第４号、番号３２から番号３５まで、及び番号５１、番号５７の６件について審議することとしますので、委員の退席を求めます。

（委員 退席）

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書２９ページをご覧ください。

番号３２、３３、議案書３０ページの番号３４、３５、議案書３７ページの番号５１、議案書４０ページの番号５７につきましては、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号３２、３３、３４、３５、５１、５７につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号、番号32から番号35まで、及び番号51、番号57の6件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第4号、番号32から番号35まで、及び番号51、番号57の6件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第4号、番号1から番号64のうち、番号2、番号12、並びに番号32から番号35まで、及び番号51、番号57の8件を除く56件を審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書46ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区163筆、計235,088平方メートル、安達地区18筆、計19,383.44平方メートル、東和地区30筆、計40,051平方メートル、合計211筆、計294,522.44平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書 12 ページの番号 1、議案書 16、17 ページの番号 7、議案書 17 ページの番号 8、議案書 18 ページの番号 10（油井字根岸一丁目 9 番 1 のみ）、議案書 19、20 ページの番号 13、議案書 21 ページの番号 15、議案書 24 ページの番号 22（木幡字堺 121 番のみ）、議案書 25 ページの番号 23 から番号 25、議案書 26 ページの番号 26 から番号 28、議案書 28 ページの番号 30、番号 31、議案書 31 ページの番号 36 から議案書 36 ページの番号 50、議案書 37 ページの番号 52 から議案書 39 ページの番号 56、議案書 40 ページの番号 58 から議案書 44 ページの番号 64 になります。

また、議案書 28 ページの番号 30、番号 31、議案書 31 ページの番号 36 から議案書 36 ページの番号 50、議案書 37 ページの番号 52 から議案書 39 ページの番号 56、議案書 40 ページの番号 58 から議案書 44 ページの番号 64 については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から番号 64 のうち番号 2、12、32、33、34、35、51、57 の 8 件を除いた 56 件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市） 会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号、番号1から番号64のうち、番号2、番号12並びに番号32から番号35まで、及び番号51、番号57の8件を除く56件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第4号、番号2、番号12並びに番号32から番号35まで、及び番号51、番号57の8件を除く56件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第5号「営農型発電設備の設置に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書47ページをご覧ください。

議案第5号営農型発電設備の設置に関する意見について。

営農型発電設備の設置に関し、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領（平成30年6月1日付け30農支第1044号福島県農林水産部長通知）第2の（4）の規定により、「位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認め

られること」について、市長から意見を求められたので審議を求める。

令和6年1月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書47ページから71ページにかけ、計4件の申請となっており、4件とも同一申請人で作付け予定作物はすべて「ドクダミ」であります。

申請地へは、隣接する農地と距離を開けて太陽光パネルを設置するため、周辺農地の効率的な利用に支障はないと考えられます。また、新たな取水・排水は発生しないため、農業用排水施設の機能等にも支障を及ぼすおそれがないと考えられるものであり、この営農型発電設備の設置については、後日、市長の意見書を添付して転用許可申請書が提出される予定であります。

なお、申請人氏名及び設置理由等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

2番（佐藤勝則）委員 2番佐藤なんですけども、ここに栽培する品種がドクダミって書いてあるんですけども、これは薬草とする考えを持ってんのかちょっと確認したいんですけど。

事務局 はい。こちらのドクダミにつきまして、収穫した後のところについてですが、こちらについてはジュースというか飲み物にしたりあとは、化粧品にするということで、業者から説明を受けております。以上です。

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。はい。その他質問等ございますか。

無ければ採決について、よろしいですか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第5号の4件について、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第5号の4件については、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第1回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後3時49分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年1月19日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員